

「津波・高潮危機管理対策緊急事業」の創設（海岸省庁共同）

1. 目的

米国ではハリケーンカトリーナに伴う高潮によりニューオーリンズ市のゼロメートル地帯が壊滅的な被害を受けたところである。わが国においても、特に三大湾（東京湾、伊勢湾、大阪湾）のゼロメートル地帯等においては、一旦大規模な浸水被害が生じると壊滅的な被害に結びつくことから、津波と同様に人命の優先的な防護が喫緊の課題である。

したがって、津波及び高潮発生時における人命の優先的な防護の推進を目的として、従来の津波危機管理対策緊急事業を高潮対策にも拡充するものである。

2. 内容

一連の防護区域を有する海岸において、地方が作成する津波・高潮危機管理対策緊急事業計画に基づき、5年以内に、以下の対策を総合的に推進する。

- | | |
|----------------------|------------------|
| <u>水門の自動化・遠隔操作化等</u> | 津波情報提供施設の設置 |
| 津波防災ステーションの整備 | 避難対策としての管理用通路の整備 |
| <u>堤防護岸の破堤防止</u> | 避難用通路の設置 |
| 津波・高潮ハザードマップ作成支援 | |

ゼロメートル地帯における高潮対策について拡充

3. 科目

（項）海岸事業費

（目）津波・高潮危機管理対策緊急事業費統合補助

（目細）津波・高潮危機管理対策緊急事業費統合補助

4. 補助率

1 / 2

